

TNFD の自然関連データプラットフォーム構想 ーオープンアクセス・データの整備ー

林 宏美

■ 要 約 ■

1. 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）は、2024 年 10 月に開催された生物多様性条約第 16 回締約国会議（CBD-COP16）において、企業や金融機関の TNFD 提言に基づく開示準備を支援するため、オープンアクセスの自然関連データプラットフォーム（NDPF）構想を打ち出した。TNFD 提言に則した開示では、経営陣の役割などの定性面に加えて、自然関連データを利用した定量的な評価も求められているが、現状、質の高いデータの収集には様々な課題がある。
2. NDPF の対象は、①TNFD 提言に則した開示、②科学に基づく目標ネットワーク（SBTN）が開発した手法を参照した自然関連の目標設定、③TNFD が提示したガイダンス案に則した自然移行計画の構築等を行うために、企業や金融機関が必要とするデータである。NDPF で取得できるデータは、信頼性を確保すべく、プリンシプルベース・アプローチに基づく一連のデータ原則を満たすことが求められる。
3. TNFD は、2025 年に実施する NDPF ベータ版のパイロットテスト結果を踏まえて、新たに NDPF を構築して自然関連データへのオープンアクセスを長期的に可能とする環境を整備するのか、或いは、既存のデータプラットフォームをアップグレードするのか、について最終判断をする方針である。
4. 多種多様な自然関連データが乱立するなかで、NDPF を構築することは、データの標準化や自然関連開示の後押しにつながる。その一方で、NDPF 実装には相当な時間を要すること、NDPF の持続的な運営に必要な資金調達、有償データサービスとの線引きなど課題も少なくない。

野村資本市場研究所 関連論文等

- ・林宏美「TNFD による自然移行計画ガイダンス案の公表—気候×自然×社会との融合を目指す—」『野村サステナビリティクォーターリー』2025 年春号。
- ・林宏美「自然関連財務情報の開示枠組の最終版を公表した TNFD」『野村サステナビリティクォーターリー』2023 年秋号。

I 自然関連財務情報開示に不可欠である自然関連データ

自然関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures、以下 TNFD）が 2023 年 9 月に TNFD 提言（v1.0）を公表したことを契機に、同提言に則した自然関連財務情報開示の準備を進める企業や金融機関の数が増加している。2024 年 10 月に開催された生物多様性条約第 16 回締約国会議（CBD-COP16）では、TNFD に開示を約束した組織、すなわち TNFD 採用者（TNFD adopters）の数が世界 54 カ国の 502 組織となったことが明らかにされた。2024 年 1 月に TNFD が初めて同採用者の数を公表した際にはその数が 46 カ国の 320 組織であったのと比すると、約 10 か月でおよそ 1.6 倍に増加した。

TNFD 提言に則した開示では、自然関連の依存度や自然への影響、自然関連リスクおよび機会に対応する取締役会の監督体制や役割といった定性的な記述に加えて、自然への依存度や自然への影響、ひいては自然関連リスクや機会に関する定量的な指標の開示も求められている。そのため、TNFD 提言に基づく開示には、質が高く、信頼性の高い自然関連データの存在が不可欠である。

こうしたなかで、TNFD は 2024 年 10 月 26 日、誰もがアクセス可能な自然関連データプラットフォーム（Nature Data Public Facility、以下 NDPF）構想を打ち出した。

本稿では、自然関連データをめぐる実情に触れたうえで、TNFD が NDPF 構想を打ち出すこととなった背景と概要、ロードマップ案を概観し、今後の展望と課題を指摘する。

II 自然関連データ整備に向けた取り組み

1. 自然関連データをめぐる実情

自然関連リスクおよび機会が、企業の経営判断や金融資本市場での投融資判断をする際の重要な要素であるという認識が浸透しつつあるなかで、質が高く、判断材料として有益な自然関連データへのニーズが高まっている。2022 年 12 月に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組（Global Biodiversity Framework、以下 GBF）において、2030 年ならびに 2050 年の自然関連目標が採択されたことや、自然関連開示の自主的な枠組みである TNFD 提言（v1.0）が公表されたこと等も、自然関連データのニーズを後押ししている。欧州連合（European Union、以下 EU）が 2024 年 1 月より段階的な適用を開始している企業サステナビリティ報告指令¹（Corporate Sustainability Reporting Directive、以下 CSRD）に関連して、水や海洋資源、生物多様性をはじめとした自然関連の項目が EU サステナビリティ報告基準（European Sustainability Reporting Standards、以下 ESRS）のサブトピックに含まれるなど、法定開示への導入も見られる。

¹ CSRD について、詳細は、板津直孝「欧州サステナビリティ報告基準に関する委任規則の公布—欧州委員会による開示要件の緩和と日本企業の対応—」『野村サステナビリティクォーターリー』2024 年春号を参照。

自然関連データは、企業や金融機関が、①TNFD 提言に則した開示の準備をする場合、②自然関連目標を設定する際に科学に基づく目標ネットワーク（Science Based Targets Network、SBTN）の開発した目標設定手法²を用いる場合、③TNFD 提言における自然移行計画³の構築を行う場合、に必要である。

既に自然関連データを利用している企業や金融機関から TNFD に寄せられた意見を見ると、①時間、②コスト、③質、④比較可能性、⑤質の保証という 5 つの観点における課題が浮き彫りになった⁴。すなわち、

- ① 時間：自然関連データが複雑かつ対象とする範囲が細かく分断されていることから、企業が求める適切なデータの発見・整備に時間がかかる点。またデータの発見・整備に向けたプロセスが確立されていない点
- ② コスト：自然関連データの取得に必要なデータベースの契約コストに加えて、自然の状態を総合的に判断する際の助言を得るため、自然専門コンサルタントの契約費用がかかる点
- ③ 質：今日利用可能なデータの質や適時性に対する懸念。最新データが古く、現状を反映したデータが存在しない点
- ④ 比較可能性：同一セクターに属する他社との比較分析、金融機関が組成する投資商品の比較、異なる時点間の比較分析等が困難である点
- ⑤ 質の保証：企業が開示をする際、第三者によるデータの質の保証が不可欠であるが、利用可能な自然関連データのなかで、質の保証を受けているデータが殆ど存在しない点

という 5 点である。こうした課題を解消できる自然関連データの整備が求められている。

2. TNFD による自然関連データの整備に向けた取り組み

1) 自然関連データの概要を示す TNFD ツール・カタログ

TNFD は、同提言に則した開示を準備する企業や金融機関が、必要とする自然関連データを取得しやすくするため、現在利用できる自然関連データツールの概要を示した「TNFD ツール・カタログ（Tools Catalogue）」と呼ばれるウェブサイトを設けている。同ツール・カタログが初めて公表されたのは、TNFD 開示提言の試作版第二弾（v0.2）が公表された 2022 年 6 月である。当時、企業や金融機関による、v0.2 のパイ

² SBTN による目標設定方法について、詳細は、林宏美「自然分野の科学に基づく目標設定方法を公表した SBTN—TNFD の開示枠組と連携—」『野村サステナビリティクォーターリー』2023 年秋号を参照。SBTN は、2024 年 10 月 30 日、自然目標設定に向けたパイロットプログラムに参画していた企業 17 社の中から、ケリング、グラクソ・スミスクライン、ホルシムの 3 社について、初めて目標を承認した。

³ TNFD が提示した自然移行計画のガイダンス案について、詳細は、林宏美「TNFD による自然移行計画ガイダンス案の公表—気候×自然×社会との融合を目指す—」『野村サステナビリティクォーターリー』2025 年春号を参照。

⁴ TNFD, “A roadmap for upgrading market access to decision-useful nature-related data,” October 2024.

ロットテスト実施を容易にするために導入された。

2025年2月25日時点でTNFDツール・カタログに登録されている自然関連データの分析ツールは212である。同ツール・カタログには、①自然関連課題の分析・評価をするLEAPアプローチ⁵のどの段階に利用するのか、②TNFD提言のどの開示項目に該当するのか、③4つの領域（海域、淡水、陸域、大気）のどれに該当するのか、の3項目ならびにキーワード検索を用いてフィルタリングする機能がある。一連のフィルタリング機能を活用することによって、企業が必要とするデータを容易に見つけられるようにすることが意図されている。

2) NDPF 構想に向けて早い段階からデータ対応を進めてきた TNFD

TNFDは、TNFDツール・カタログのウェブサイトを随時拡充することに加えて、自然関連データを必要とするユーザーが適切なデータに容易にアクセス可能な環境を整えるための取り組みを進めてきた。そうした取り組みは、試作版第一弾のTNFD提言(v0.1)が公表された2022年3月時点まで遡る(図表1)。

TNFD提言(v0.1)と同時に公表された自然関連データの状況分析(ランドスケープ評価)では、膨大な量の自然関連指標やデータが既に存在し、利用されている一方で、自然関連データセットの連続性をはじめとした、データの集約手法や定義の標準化をめぐる課題が多いことが指摘されていた。

図表1 TNFD等による自然関連データに関する主な取り組み

年月	概要	TNFD提言
2022年3月	・ TNFDが自然関連データおよび分析の利用可能性に関する状況分析(ランドスケープ評価)のディスカッション・ペーパー(DP)を公表	試作版(v0.1)公表
2022年6月	・ 企業による自然関連課題の評価を支援する様々なツールやデータへのアクセスを支援し、TNFD枠組み(ベータ版)におけるパイロットテストを容易にできるようにするため、TNFDがTNFDツール・カタログの初版をリリース	試作版(v0.2)公表
2022年8月	・ TNFDが自然関連データカタリスト(TNFD Nature-Related Data Catalyst)と呼ばれる自然関連データに関心がある組織で構成するコミュニティを結成	
2022年11月		試作版(v0.3)公表
【フェーズⅠ(2023年1月～2023年8月):スコーピング調査】		
2023年2月		試作版(v0.4)公表
2023年6月	・ TNFDによるスコーピング調査結果をG20サステナブル・ファイナンス作業部会(SFWG)にて共有	
2023年8月	・ TNFDが高水準のスコーピング調査結果を公表。グローバルな自然関連パブリック・データ・ファンリティ(NDPF)構想のコンセプトを初めて提示	
2023年9月		最終版(v1.0)公表
【フェーズⅡ(2024年3月～2024年10月):ロードマップの開発】		
2024年10月	・ TNFDがNDPF構想のロードマップを公表	
	・ TNFDがメンバーであるネイチャー・ポジティブ・イニシアティブ(NPI)が「自然の状態(State of Nature)」を計測する指標案に関するコンサルテーションを開始	
【フェーズⅢ(2025年):パイロットテスト実施】		
2025年	・ NDPFベータ版のパイロットテスト実施	
	・ NDPF構想におけるTNFDの役割を再評価	

(出所) 各種資料より野村資本市場研究所作成

⁵ LEAPアプローチは、自然との接点、自然との依存関係、インパクト、リスク、機会など、自然関連課題の評価のための統合的なアプローチである。同アプローチでは、Locate(発見する)、Evaluate(診断する)、Assess(評価する)、Prepare(準備する)の4つのステップを踏むことで、TNFD提言に則した開示の準備をすることができる。

その後 TNFD が 2023 年 8 月に公表した、企業や金融機関による分析の対象範囲を検討するスコーピング調査結果⁶では、質が高い自然関連データは、官民の両者を含む幅広いステークホルダーが必要とするグローバルな公共財としての要素が色濃くなっている状況に鑑み、誰もがアクセス可能なグローバルな自然関連パブリック・データ・ファシリティ⁷ (global nature-related public data facility) の概念が初めて示された。その後、2024 年 10 月に開催された CBD-COP16 において NDPF 構想の概要ならびにロードマップが公表されたのに続き、2025 年中に、NDPF 構想の試作版（ベータ版）のパイロットテストが実施される予定である。

III NDPF 構想の概要

1. データ原則に基づくアプローチを採る NDPF 構想

1) NDPF 構想が対象とするデータ

TNFD が打ち出した NDPF 構想の前提となる基本的な考え方としては、以下の点を挙げることができる。

第一に、NDPF 構想が対象とするのは、①TNFD 提言に則した開示、EU の CSRD をはじめとする新たな法定開示、②SBTN が開発した手法を参照した自然関連目標の設定、③TNFD が提示したガイダンス案に則した自然移行計画の構築、の 3 点について、企業や金融機関が取り組む際に必要とするデータである。したがって、NDPF 構想では、政府による政策分析や生物多様性国家戦略および行動計画（National Biodiversity Strategies and Action Plans、NBSAP）の策定、科学的研究機関による研究等で必要とするデータについては対象とされていない。

第二に、NDPF 構想が対象とするデータは、企業や金融機関が利用するインプット・データである。例えば自社の自然への影響度合いをはじめとした、企業が作成するアウトプット・データは対象に含まれない。

第三に、NDPF 構想は、TNFD の権限ならびに専門分野外であることから、同構想の計画を策定し、運営する主体としては TNFD が想定されていない点である。TNFD は、GBF に則した取組みを加速させるスタンスのもとで本構想に取り組んでいるが、NDPF の設置が決定されれば、その運営は別の主体が担うことが想定されている。

第四に、NDPF で利用可能なデータは、データ原則を満たすプリンシプルベース・アプローチに基づくもの、とされる点である。データ原則の特質は、大きく①科学に基づくデータ原則、②オープンソース・データ原則、③市場開示データ原則の 3 つに分類することができる。図表 2 では、TNFD のデータ原則案、および、原則案の各項目において①～③のどの要素が含まれるかを示している。

⁶ TNFD, “Findings of a high-level scoping study exploring the case for a global nature-related public data facility,” August 2023.

⁷ 2024 年 10 月に NDPF 構想のロードマップが公表された後は、Nature Data Public Facility (NDPF) という文言で示されており、2023 年 8 月時点の表記とは若干変わっている。

図表 2 NDPF 構想における鍵となるデータ原則案

項目	概要	①	②	③
1.透明性と検証可能性	平易な文章での利用可能なデータの正確な概要。データ元、算出手法、データ収集で用いられる前提やプロセス。データの内容や制約事項	○	○	○
2.正確性と忠実な表現	質が高く、信頼できる、正確で誤りがないデータの提供。定期的な検証。可能な限り正確な情報を反映したデータにアップデート可能	○	○	○
3.アクセスの良さと使いやすさ	データへのアクセスが容易で、ユーザーが理解でき、利用可能	○	○	
4.関係性	提供されたデータがユーザーのコミュニティのニーズに沿っており、重要な判断や分析を支援することが可能			○
5.適時性	直近の状態や傾向を反映した、アップデートされたデータの提供。判断材料にするユーザーが定期的にアップデートされたデータへのアクセスが可能		○	○
6.信頼性と完全性	決められた目的或いは分析のために必要なすべての要素や観測が含まれているデータであること。一貫性がありエラーがない点で信頼性があること		○	○
7.比較可能性と一貫性	データの形式や構造、定義が一貫していること。ユーザーによるデータの比較を支援し、選択肢の中から選ぶことを可能とすること	○	○	○
8.相互運用性	他のデータセットやプラットフォームとの互換性があるデータシステムの設計。異なった出所のデータを統合したり分析したりすることが可能		○	○
9.明確さと理解しやすさ	明確で理解できる方式でデータが提示されていること。ユーザーを導くための、適切なメタデータや説明も付与すること		○	○
10.プライバシー、倫理および保護	データの収集と共有において、人間を重視した倫理的な基準を順守し、生物多様性やコミュニティに及ぼす害を回避すること。データの整合性を保護し、不正アクセスや改ざんを防ぐセキュリティを含め、機密情報を適切に保護すること		○	

(注) ①は科学に基づくデータ原則、②はオープンソース・データ原則、③は市場開示データ原則を指す。
(出所) TNFD, “A roadmap for upgrading market access to decision-useful nature-related data,” October 2024 より
野村資本市場研究所作成

2) オープンアクセスを基本とするデータ

NDPF 構想が対象とするデータは、誰でもデータの取得が可能なオープンアクセスとする点が重要な特徴の一つとして掲げられている。生物多様性が豊かで生態系システムが充実している地域は、先進国よりも新興国で広がっている状況が少なくないことにも鑑み、新興国に拠点を置く企業等も含めて、自然関連データに幅広くアクセス可能なことが肝要なためである。とりわけ自然関連課題については、TNFD は原材料の調達をはじめとした上流での対応を重視している。そのため、たとえ該当する企業の規模が小さく、TNFD 提言に則した開示の準備をする段階に至っていない場合も、開示の準備を進めている取引先企業から、上流での自然への依存度や影響を示したデータを求められることもあり得る。また、データへのアクセスに高いコストが必要となれば、例えば中小企業などによるデータ利用が敬遠されかねない。

NDPF 構想におけるデータ関連で注目すべき点としては、加工・分析されたデータではなく、質の高い一次データへのアクセスに焦点が当てられていること、NDPF は適格なデータ提供業者が提供する多種多様なデータを適切な形式で整理し、利用しやすくする役割が求められること、なども挙げられる。なお、自然関連データは、

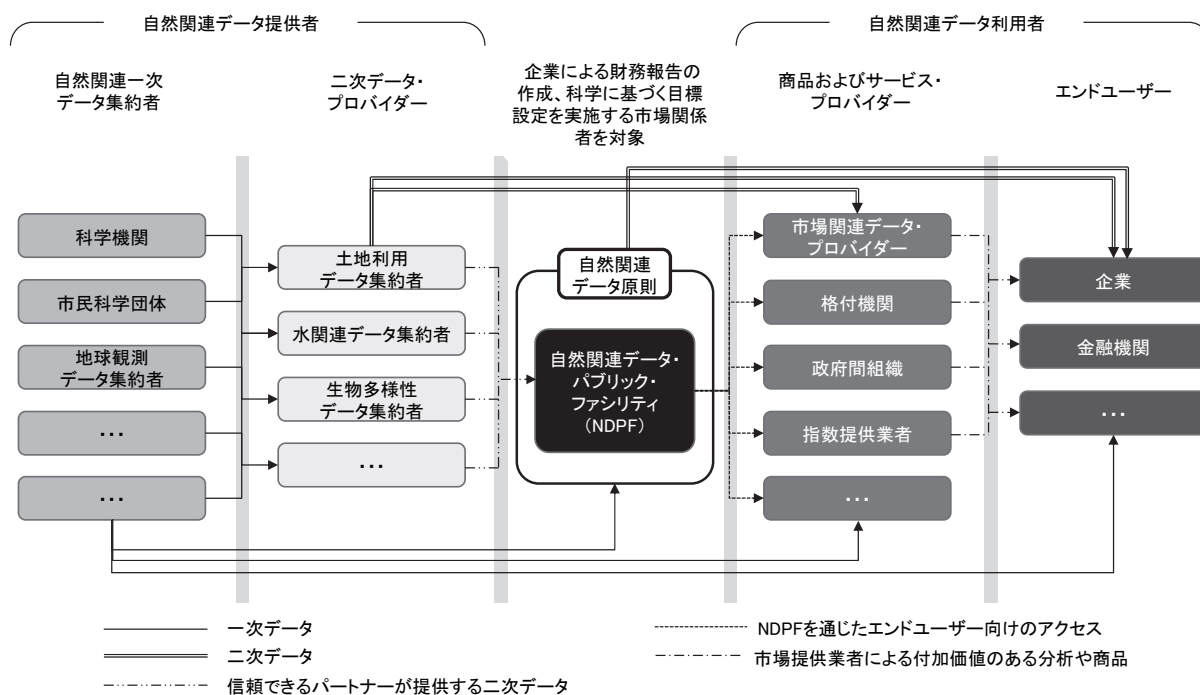
場所との紐づけが肝要であることから、地図上に表示可能とする点も併せて求められている。

2. NDPF 構想のパイロットテスト

NDPF 構想に関与する当事者としては、自然関連データ提供者と自然関連データ利用者の大きく 2 者が存在する（図表 3）。前者には、科学的な研究機関をはじめとした自然関連一次データ集約者ならびに、顧客ニーズに合わせて大量の自然関連一次データを整理、統合し、使いやすい形式にする二次データ・プロバイダーが存在する。後者には、エンドユーザーである企業や金融機関等に加えて、企業等と自然関連データ提供者とをつなぐ市場データ・プロバイダーや格付機関、指数提供者者といった商品およびサービス・プロバイダーが存在している。自然関連データ提供者によるデータは誰でもアクセス可能なものであるのに対して、自然関連データ利用者の範疇に入る商品およびサービス・プロバイダーが提供するデータ等は有償の契約者のみに提供されることが少なくない。

データ原則案を最終化したうえで、実施が予定されている NDPF 構想のパイロットテストは、データ提供者、データ利用者の両者ともにその対象とする。パイロットテストの実施に際して注目する主な点としては以下が挙げられる。

図表 3 TNFD の自然関連データプラットフォーム（NDPF）構想



(出所) TNFD, “A roadmap for upgrading market access to decision-useful nature-related data,” October 2024 より
野村資本市場研究所作成

1) 自然関連データ提供者に対するパイロットテスト

自然関連データ提供者については、既存の自然関連データセットやデータソースが、NDPF の設定するすべてのデータ原則をどの程度遵守することが可能なのか、NDPF の技術的な設計案を基にしたデータソースの NDPF への接続が機能するのか、などを検証することになる。また、自然関連データ提供者から NDPF が取得したデータの共有ならびに集積することに対するインセンティブ付けをどのように設定するのか、をはじめとした協働モデルの検証、新たなガバナンス体制の構築に向けた検討等が主な項目である。

2) 自然関連データ利用者に対するパイロットテスト

自然関連データ利用者の中には、企業および金融機関といったエンドユーザーに加えて、エンドユーザーに対して、NDPF で取得できるデータを加工し、分析するサービスをエンドユーザー向けに提供する仲介会社等も含まれる。NDPF のこうした関係者に対する接続性テストにおいて着目される主な点としては、

- ・異なる属性を有する利用者が NDPF に対して持つデータへのニーズは何か
- ・既存のデータ管理インフラストラクチャーを所与とした場合、どのようなルール、プロトコル、ツール（例えば、アプリケーション・プログラミング・インターフェース [API] ）を開発する必要があるか
- ・ユーザーインターフェースおよびユーザーエクスペリエンス（UI/UX）のテストを実施し、NDPF がユーザーに対して時間面、効率面のベネフィットをもたらすことができるか

などが挙げられている。

3. NDPF 構想のロードマップ

2024年10月に公表された NDPF 構想に関するコンサルテーション・ペーパー（CP）に対するパブリックコメントの受付期間は、2025年1月17日に締め切られた。NDPF 構想のロードマップでは、パイロットテストを実施するうえでのデータ原則を最終化し、パイロットテストへの参加意向を表明した組織との議論等を踏まえ、2025年第4四半期までパイロットテストを実施する予定とされている（図表4）。その後2025年第4四半期或いは2026年の早い時期に、パイロットテストで判明した事柄や勧告を公表して、NDPF を設立するかどうかについての最終決断が下される見通しである。

図表 4 NDPF 構想のロードマップ

項目	2024年 第4四半期	2025年 第1四半期	2025年 第2四半期	2025年 第3四半期	2025年 第4四半期	2026年 第1四半期
コンサルテーションに向けたロードマップの提示	▲					
フィードバック、コンサルテーション期間	■					
パイロットテストの実施						
ターゲットとするユースケース (TNFD、SBTN、NPIその他) に則した指標の集計	■					
パイロットテストへの参加意向を示した組織との議論—スコープ・タイミングに関する議論と最終化	■					
パイロットテストを行ううえでのデータ原則の最終化	■					
パイロットテストの目的のためのデモンストレーターを最終化	■					
パートナーによるパイロットテストの支援		■	■	■	■	
アウトゴーイング接続 (API) およびユーザーエクスペリエンス (UX) テスト		■	■	■	■	
パイロットテストのフィードバック・セッション		■	■	■	■	
パートナーとのリサーチ継続、ファシリティ設計に関する検討						
データ集約手法の検討		■	■	■	■	
メタデータの検討		■	■	■	■	
データ・ライセンスに関する課題の検討		■	■	■	■	
ガバナンス、資金調達モデルの設計		■	■	■	■	
パイロットテストで判明した事柄、ならびに勧告の公表						▲

(注) 「パイロットテストで判明した事柄、ならびに勧告の公表」の時期は、2025年第4四半期から2026年の早い時期 (early 2026) に予定が遅れる可能性がある。

(出所) TNFD, “A roadmap for upgrading market access to decision-useful nature-related data,” October 2024 より野村資本市場研究所作成

IV 今後の展望と課題

TNFD は、パイロットテストの結果を踏まえて、新たに NDPF というプラットフォームを構築して、自然関連データへのオープンアクセスを長期的に可能とする環境を整備するのか、或いは、既存のデータプラットフォームを GBF の目標達成に必要な一連の要件を満たすものにアップグレードするのか、について最終的な判断を行う方針である。

もっとも、新たに NDPF を設定するか既存のプラットフォームを基盤とするのかに関わらず、TNFD は、GBF 達成に向けた要件を満たした、信頼できるデータプラットフォームの構築を目指してきたと言える。前述の通り、TNFD は、既に TNFD ツール・カタログと呼ばれるウェブサイトで、企業等が必要とするデータを検索出来る環境を整備しており、その活用も進んでいると見られる。同ツール・カタログでは、該当するデータへのリンク付けがされており、データベースへのアクセスが可能になっている。ただし、現時点で TNFD が同ツール・カタログの登録要件を規定したり、データの検証を行ったりしているわけではない。

多種多様な自然関連データが乱立するなかで、グローバルな公共財として、TNFD 提言に則した開示などに利用できる、適格要件を満たしたデータに誰でもアクセス可能なデー

タプラットフォームの構築は意義深い。自然関連データを用いた定量評価の困難さを指摘する声が高まるなかで、TNFD 提言に則した開示等に直接利用できるデータプラットフォームが実現すれば、企業や金融機関による開示を後押しする効果が期待できる。そうしたプラットフォームの存在は、企業や金融機関による開示を重要な判断材料として利用する投資家等にとっても有益である。NDPF で取得できるデータの場合、一定のデータの質が保証されていることに加えて、NDPF のプラットフォームを通じて一次データの取得が可能であることから、投資家自身による元データの検証や他者比較を行いやすい利点もある。

しかしながら、NDPF の実装には課題も少なくない。

第一に、NDPF の設立が決定されたとしても、その実用化には相当な時間がかかることが想定される。したがって、当面は、TNFD ツール・カタログ等の既存のウェブサイトを活用しながら、各企業や金融機関が独自にデータを集約、整理して対応していくことが現実路線となる。

第二に、NDPF の運営主体をどのような組織にするのか、データプラットフォームを持続的に運営するための安定した資金調達をどうするのか、をはじめとして、運営主体をめぐる課題が想定される。

第三に、自然関連データ提供者がNDPFにデータを提供するインセンティブ付けが挙げられる。NDPF へのデータ提供を検討する組織が有償でデータ提供を行っている場合、NDPF に提供するデータとそれら有償データとをどのように線引きするのか、なども整理すべき課題に含まれる。

日本に目を転ずれば、環境省は、2024年10月28日、TNFDに対して2年間に約50万ドル相当の資金拠出（直接・間接支援の合算）を行う方針を公表したが、同時にNDPFの立ち上げへの参画を打ち出す⁸など、NDPF構想に対して積極的に関与していく見通しである。日本はTNFD採用者の数が133（2024年10月30日時点）と、国別で見ても最多である点にも鑑みると、日本の官民が協働して、自然関連データの標準化に向けて積極的な貢献ができる可能性もある。自然関連データの分野では、近年人工衛星やドローンなどを活用することで、自然の状態を把握することの難易度が従来に比べて下がる傾向も見られる。生物多様性の保全に資するデジタル技術であるネイチャーテックの活用もまた、企業や金融機関による自然関連開示の拡充に繋がる公算が大きい。

企業による経営判断、投資家による投資判断等の重要な材料の基となるデータプラットフォームが実現するのか、NDPF構想の行方が注目される。

⁸ 環境省「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）に対する拠出について」2024年10月28日。